

年金の2009年財政検証と民主党の年金マニフェストをめぐって

一橋大学 高山憲之

要旨

現行スライド規定の下では持続的な賃金デフレが生じると公的年金給付の水準は対賃金比で実質的に上昇してしまう。2004年度以降、年金給付水準は徐々に低下するように計画されていたが、実際には持続的な賃金デフレの下で逆に上昇してしまった。今後とも賃金デフレがつづくかぎり年金給付水準は上昇しつづける。スライド規定を早急に見直す必要があるのではないかと。次に、民主党の年金マニフェストには具体的内容が必ずしも明らかでないものが少なくない。緊急の質問および年金改革案についての質問をいくつか列挙した。

1 問題の設定

厚生労働省は2009年2月に厚生年金・国民年金の財政検証結果を公表した。さらに2009年8月の衆議院議員選挙で民主党は大勝した。民主党は年金マニフェストを同年7月に発表している。そこで本稿では、この2つに着目する。そして前者について検討する一方、後者についてはいくつか質問を列挙したい（注1）。

2 2009年財政検証について

2.1 持続的賃金デフレ下におけるモデル年金水準の上昇

今回の財政検証結果を2004年の財政再計算結果と比較すると、長期的な年金財政の安定やモデル年金水準の50%保障などに関するかぎり主要内容は基本的に変わっていない。

ただ、2004年の財政再計算では予想していなかったことが1つだけ生じている。それは、この5年間でモデル年金の水準が上昇してしまったことである。すなわち2004年の財政再計算によると、モデル年金の水準は2004年の59.3%から2009年には57.5%へ少しずつ低下するはずであった。ところが現実には2009年段階で62.3%へ上昇している（図1）。

＝図1 入る＝

なぜ年金水準はこの間に上昇したのか。それは、まず第1に、この間、現役男性の名目賃金（税・社会保険料控除前）が毎年、低下しつづけたからである（注2）。第2に、賃金や物価が低下した場合、マクロ経済スライドは発動されず、既裁定年金は物価スライド、新規裁定分は可処分所得スライドとすることがルールとなっているからにほかならない。このため、この間、マクロ経済スライドは1回も発動されなかった。第3に、物価の下落率よりも賃金の下落率の方が大きい場合、新規裁定分も既裁定分と同様、物価スライドと

するという特例が定められている（本来は可処分所得スライド）。既裁定年金の実質価値維持が優先され、かつ、 $[(\text{既裁定年金額}) > (\text{新規裁定年金額})]$ という事態を避けるための特例措置である。

現役組の名目手取り賃金（可処分所得）が低下し、現役組の生活水準が実質的にも低下している（賃金の下落率の方が物価の下落率より大きい）場合、それにもかかわらず年金受給者が受給している既裁定年金の実質価値を本当に維持しなければならないのだろうか。現役組の生活水準が実質的に低下しているときには、賦課方式下の年金給付額も実質的に引き下げざるを得ないのではないか。

現役組の名目手取り賃金は今後ともしばらくの間、下落しつづけるおそれが強い。その場合、現行規定が維持されるかぎり、モデル年金の水準は今後とも上昇しつづけるだろう（図1参照）。

2004年改革における基本線は、保険料を2017年まで毎年小刻みに引き上げる一方、2009年度までに基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げ、さらに給付水準を少しずつ引き下げることにより、年金財政の長期的安定を図るということにあった。その基本シナリオのうち給付水準を少しずつ引き下げていくということが、予想外の持続的な賃金下落により、この間、実現できなかったのである。今後とも賃金デフレがつづくかぎり、給付水準は2004年シナリオとは正反対の方向に動く。年金財政を長期的に安定させるための切り札であるマクロ経済スライドは一体いつになったら発動されるのだろうか（注3、注4）。2009年財政検証では2012年度からの発動を予定しているものの、その保証はあるのだろうか。その発動を気長に待つことも確かに1つの選択肢ではあるものの、それまでの間、モデル年金の水準は上昇しつづけることになる。その分、マクロ経済スライド終了までの期間が長くなってしまう（2009年財政検証結果によると、基礎年金部分については当初予定の2023年から2038年まで延長される一方、報酬比例部分については2019年度に終了する見込みとなっている）。

持続的な賃金デフレという予想外の事態が進行している中で、年金スライドの仕組みを再検討する必要性が大きいと思うが、いかがだろうか。

2.2 年金給付水準の示し方

2009年の財政検証結果が公表された直後からマスメディアは、①モデル年金50%保障は年金受給開始時の65歳時点にかぎられ、66歳以降は将来50%割れとなること、②専業主婦世帯以外の夫婦共働き組や単身者の場合、給付水準は65歳時点から50%割れになること（図2参照）、③モデル年金水準の分母・分子を双方とも税・社会保険料控除後の可処分所得ベースに置きかえると、将来、65歳時点でも50%割れとなること、④国民年金の納付率を80%から直近の65%に変更すると、モデル年金水準は50%割れになること、⑤20歳から60歳まで第3号被保険者のままでいるという人の出現確率は最近の若い女性の場合、1%前後にすぎず、もはや専業主婦モデルが典型的な事例とはならないこと、などを指摘し、年金水準の示し方に疑問を呈した。このうち、上記の①②③は2004年段階ですでに指摘さ

れていたものである（高山（2004）参照）。

＝図2 入る＝

女性の人生設計や就業形態は今日きわめて多様化しており、どのパターンが典型的であるかについては決めかねるような状況になっている。あえて言えば、第2号被保険者のまま、あるいは第1号被保険者のまま、という人が少なくないようである。あるいは第2号でスタートし、途中で第1号や第3号になり、その後、また第2号に戻るといった例も多いだろう。

そのような事実をふまえると、専業主婦世帯をモデル世帯とすることの根拠はもはや失われてしまったのではないのだろうか。むしろ所得階層別（上・中・下の3階層）・世帯類型別に年金給付水準を複数示す一方、「モデル年金」という用語の使用を今後、止めたらどうか。

2.3 経済前提に対する考え方

2004年の財政再計算と2009年の財政検証をくらべると、長期にわたる経済前提がわずかとはいえ変更になった。賃金上昇率は2.1%から2.5%に変わり、運用利回りも3.2%から4.1%へ引き上げられた。なお物価上昇率は1.0%のままであり、変わらなかった（いずれも年率の名目値）。

将来の合計特殊出生率は1.73から1.26へ下方調整された。仮に経済前提が前回と同様であり、変えないとすれば、給付水準の50%保障というベースラインが崩れてしまう。その場合、給付の基本的あり方（受給開始年齢の調整を含む）等を再び議論せざるを得なくなる。2009年の政治情勢を念頭におくと、そのような議論を展開し、とりまとめることは容易でなかったと推察される。

経済前提を微調整した結果、給付水準50%保障というベースラインは維持され、さらに年金財政を長期的に安定させるという点でも問題が起こらないことになった（注5）。「抜本的年金改革は当面、不要である」という含意が得られたのである。

米国では2008年9月のリーマン・ショック以来、経済は大激震に見舞われた。そうした中で毎年発表されている米国の年金数理担当部局による財政検証結果に年金関係者は少なからぬ関心を寄せていた。米国の2009年財政検証では、未曾有の金融危機・経済危機に直面したのにもかかわらず、長期的な経済前提をいっさい変更しなかった。この点については米国における年金数理担当者が見識が示されたという意見が少なくない。

日本では5年間という短い期間の中で、長期的な経済前提が少し楽観的に変わった。なぜ5年前の経済前提を踏襲しなかったのか、あるいは今回微調整した長期的な経済前提は合理的なものであり、5年後の2014年においても変える必要がないというだけの根拠を有しているのだろうか。これらの点について納得のできる説明を経済前提の変更にかかわった当事者にはしてほしいものである。

2.4 年々の収支とバランスシート

次に年々の収支を調べてみよう。ここでは厚生年金のみに着目し、2004年の財政再計算結果（表1）と2009年の財政検証結果（表2）を比較することにする。

＝表1、表2 入る＝

厚生年金における年々の収支は2002年度以降、実質的に赤字に転落し、その後も実質的に赤字基調となっている。2004年の財政再計算では2010年度から黒字に転換すると見込んでいた。しかし、この間の現実は厳しく、2009年財政検証では赤字基調がさらにつづき、黒字転換は2014年度にずれこむという見通しに変わった。保険料を毎年小刻みに引き上げてきたのにもかかわらず、保険料収入はこの間、予想通りには伸びなかった。

2009年財政検証（基本ケース）では厚生年金の保険料収入が2009年度の23.8兆円から2014年度には30.3兆円に増大すると推計している。年平均1兆4000億円の保険料収入増（負担増）に相当しており、「過去5年間の実績とくらべると、大甘の見積もりではないか」という意見があっても不思議ではない。とくに2008年9月以降における雇用と賃金の動きをみるかぎり、保険料収入増が期待どおりになる可能性はきわめて小さく、厚生年金の収支が黒字に転換する時期は2014年度よりもさらに先にずれこむおそれが大いだろう。厚生年金財政の運営にとっては厳しい状況が今後ともつづくと考えられる必要がある。

なお日本では雇用の非正規化が急速に進んでいる。女性給与所得者の半分以上、男女あわせた給与所得者の約3分の1がすでに非正規という雇用形態で就労しているのである。非正規就労者の賃金は総じて上がりにくい。したがって、民間給与所得者全体の賃金を年平均で2.5%ずつ上昇させていくことは、ここ当分の間に関するかぎり容易でないだろう。

厚生年金等における被保険者数の将来見通しは表3および表4のとおりである。5年前の推計とくらべると、今後50年間に関するかぎり、第1号被保険者および第3号被保険者が相対的に減る一方、第2号の厚生年金被保険者が相対的に増える。厚生年金の被保険者については、さらに男女別・年齢階層別にみた正規・非正規の人数見通しを公表してほしい。くわえて賃金上昇率に関する長期的前提も正規就労者と非正規就労者に分けて発表してもらいたい。

＝表3、表4 入る＝

年々の収支と並んで重要なのはバランスシートである。図3および図4は2009年の財政検証結果で公表された厚生年金および国民年金のバランスシートにはほかならない。厚生年金に着目すると、全体として債務超過でも資産超過でもないということが5年前と同様に確認されている。ただ、過去拋出対応部分における債務超過額は2004年財政再計算では420兆円であったが、2009年財政検証では500兆円に増大した。

＝図3、図4 入る＝

3 民主党の年金マニフェストをめぐって

2009年夏の衆議院議員選挙において民主党は同年7月にマニフェストを発表し、その中で年金改革の基本的方向を示している。ただ、民主党の年金マニフェストには具体的内容が必ずしも明らかでないものが少なくない。そこで、以下では主な論点について質問事項を順次列挙していくことにしたい。

3.1 緊急の質問事項

①保険料小刻み引き上げへの賛否

現行法では厚生年金の保険料（労使込み）を毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、2017年9月以降18.3%に固定することになっている。ちなみに2009年9月から保険料率は15.704%へ引き上げられる。民主党は2004年段階で年金改革法案に反対した。また今回の年金マニフェストによると、厚生年金からの切りかえを予定している所得比例年金の保険料を15%に設定するようである。現段階で厚生年金の保険料は15%を超えている。民主党は、現行規定に基づき年金保険料を今後とも引きつづき小刻みに引き上げていくことに賛成するのか、反対する（現状で凍結する、または15%に引き下げる）のか、現段階でははっきりしていない。

②国庫負担引き上げへの賛否

2009年6月、衆議院における再可決により基礎年金の国庫負担割合は同年4月分から2分の1へ引き上げられた。引き上げに要する財源は当初の2年間にかぎり、いわゆる埋蔵金で賄われることになっている。民主党は、このような国庫負担割合の引き上げに反対した。2009年9月から政権を担うことになった民主党は国庫負担割合を旧来の3分の1強に戻すのか、それとも2分の1への引き上げを容認するのか、現段階では判然としていない。

③日本年金機構設置への賛否

日本年金機構は2010年1月に設置され、それをもって社会保険庁は解体されることになっている。民主党は日本年金機構設置法案に反対した。政権が交代した今、民主党はその設置法を凍結し、歳入庁が設置されるまでの間、社会保険庁を存続させるのか。

④スライド規定変更への賛否

前節第1項で指摘したように年金給付の水準は対現役手取り賃金比で当面、さらに上昇していくおそれが強い。それは年金財政を長期的に安定化させる方向とは正反対である。せめて年金給付水準が対賃金比で上昇しないように現行のスライド規定を早急に見直す必要性が高いと思うが、民主党はそのような見直しに賛成なのか反対なのか。この点についても賛否を明らかにしてほしい。

⑤名寄せ完了から年金増額までの期間短縮

宙に浮いていた年金記録が名寄せされても、増額された年金給付が実際に年金受給者の手元に届くまで、現在かなりの月数（平均で10.4ヶ月）がかかっている。給付額の正確な算定は事実上、玄人芸となっており、素人にはきわめてむずかしい（経過措置や特例が多いからである）。いつになったら振込みができるのか窓口では具体的に返答することができず、それが社会保険庁不信をいっそう増幅させている。民主党はどのような具体的施策を実際に用意して、このような不信の解消に努めるのか。それは今のところ不明である。名寄せ完了後、たとえば「3か月以内に必ず振り込みます」というように、期限を明示した約束ができるのか。また、その場合、人員・予算をどのタイミングでどこまで増やすのか、具体的道筋を明らかにしてほしい。

3.2 年金改革案についての個別質問

民主党の年金改革案は、「透明で分かりやすく」、さらに「面倒な手続きが不要となる」ような新しい制度への抜本的切りかえを主要目的としている。以下、個別の具体的内容について質問事項を列挙する。

①年金改革円卓会議（仮称）設置への賛否

民主党政権が今後50～60年にわたって長期間維持されるというのであれば話は別となるが、米英のように政権が一定の間隔で交代する場合、各党の年金構想のうち最大公約数（共通部分）を確認し、たとえ政権が変わっても共通の土台部分は維持するということが主要政党は合意する必要がある。そうでないと政権交代のたびごとに年金をめぐる混乱が生じるだろう。そのような混乱を国民の多数派は決して望んでいないと思われる。

現段階においても民主党および自由民主党・公明党の間で共通すると思われる年金構想がいくつかある。たとえば、a) 厚生年金の民営化はしないこと、b) 公的年金の基本部分は賦課方式（みなし掛金建てを含む）で運営すること、c) 所得（ないし賃金）比例部分は社会保険方式を採用し、財源を保険料とすること、d) 税金を財源とする年金給付を新設し、それを無年金者や低額年金受給者を支援するための年金給付とすること、e) 公的年金の給付水準としては老後生活費の基盤的な部分を賄うことができるような水準を今後とも維持していくこと、などである。

ただ、上記の年金構想はあくまでも大枠にすぎない。所得（ないし賃金）比例年金の具体的内容や税金を財源とする年金給付の具体的中身、さらには保険料の水準、年金における税財源の具体化など、骨格部分に関する基本合意は現段階では形成されていない。

それらの事項について合意を形成するためには、たとえば超党派の年金改革円卓会議（仮称）を設置して、各党独自の主張を展開しつつも、互いに譲るべきところは譲るという政治的妥協が必要となる。

なお、このような基本合意形成のための議論は年金記録問題への対応（集中的取りくみ）

と同時併行的に進めることができるはずである。民主党は、このような年金改革円卓会議（仮称）の早期設置に賛成するのだろうか。

②将来の年金受給額は増えるのか減るのか

民主党案は、所得比例年金プラス最低保障年金、の2本建てである（図5）。このうち所得比例年金については「納めた保険料を基に受給額を計算する」としている。有力議員の1人は「みなし積立方式」（？）で運営する貯金タイプの年金であると解説しているという。スウェーデン方式の「みなし掛金建て年金」という理解でよいのだろうか。

＝図5 入る＝

年金加入者にとっては、現行制度とくらべて最低保障年金込みの年金給付が増えるのか減るのか、ということの方が肝心である。今の青壮年や将来世代のうち低所得層については新年金体系下の年金給付の方が確実に多くなるだろう。問題は、中・高所得層であり、設計次第で増えることもあるし、減ることもある。たとえば最低保障年金の受給上限を平均賃金月額（厳格には平均標準報酬月額）62万円とすると、給付が減る人はいなくなる。民主党は高所得者について現行制度よりも年金給付を減らすことを考えているのだろうか。

高所得者層を含めて年金給付を減らすことはいっさいしないと仮に民主党が考えているとしたら、その場合には負担増が必要となる。負担増は保険料で賄うのか税金で賄うのか、それともその双方で賄うのか。さらに負担増は金額ベースでどの程度になるのか。

③所得比例年金の保険料はなぜ15%とするのか

現在、厚生年金の保険料には1階の基礎年金給付を賄うための財源（拠出金）が含まれている。民主党案によると、基礎年金を最低保障年金に衣替えし、そのすべてを消費税で賄うという。その場合、基礎年金用に拠出していた保険料負担が不要となるはずである。不要分は4.5%前後になると推計されるので、現行15%強の年金保険料は新体系移行と同時に4.5%前後、引き下げることができる。それなのに所得比例年金の保険料を15%としたのはなぜか。その理由が判然としていない。

④消費税の具体的使途

民主党案によると、最低保障年金の財源はすべて消費税で賄うことになっている。地方消費税込みの消費税5%分をすべて最低保障年金に充当するのだろうか。その場合、現在、地方自治体財源となっている消費税分はどのような財源で賄うのか。さらにお年寄りのための医療・介護サービスを安定的に供給するために必要となる財源として消費税を活用するのかどうか。ちなみに現在、国の予算総則では消費税を老人福祉3財源（基礎年金・後期高齢者医療・介護）に使うことになっている。くわえて子育て支援のための財源としても消費税に期待する声が多い。民主党は消費税の使途として最低保障年金以外に何を具体的に想定しているのか。また中長期的に消費税を何%まで引き上げる必要があるかという

点についても明らかにしてほしい。

⑤新体系への移行期間を何年とするか

民主党案は現行の年金制度を抜本的に改革しようとしている。同時に既得権は可能なかぎり尊重する姿勢のように見える。既得権を最大限に尊重しようとする、移行には40年かかるという意見が強い。満額年金の拠出要件が40年となっているからである。

ただ、既述したように基礎年金の一部は国の予算総則により消費税で賄われている。消費税は1989年に創設されたので、国民のすべてが過去20年間、基礎年金財源の一部として消費税を負担してきた。これは無年金者や低額年金の受給者にとっても変わらない。無年金者や低額年金の受給者は過去20年間、消費税を負担して基礎年金の安定的な財政運営に協力してきたのにもかかわらず、現行制度ではそのことが年金給付算定上まったく評価されていない。さらに今後とも生きつづけるかぎり消費税負担を強いられるもの、現行制度の下では無年金や低年金のまま放置される。仮に、消費税負担を基礎年金への拠出であるとみなすことができれば、無年金者や低額年金受給者に対してプラスアルファの基礎年金を直ちに支給することが可能となる。そのプラスアルファの年金は最低保障年金と読みかえることもできる。この場合、最低保障年金への移行期間は20年（6年後実施の場合は14年）に短縮することができるはずである（図6）。

＝図6 入る＝

最低保障年金は国内居住期間が受給要件となる。ただし基礎年金の導入にあたって当初、保険料納付可能期間（本来は40年）に着目した特例を設けたように、最低保障年金の導入にあたって同様の特例を設けても政策判断としては差し障りがないだろう。すなわち2009年度実施の場合、過去20年の消費税負担で基礎年金の3分の1（月額2万2000円強）に相当する最低保障年金を無年金者でも受給することができるようにするのである（拠出期間が本来の2分の1であるからといって給付も半額の1万1000円強にとどめる必要性は必ずしもない）。現行の基礎年金を保険料拠出分（従来給付の3分の2）と消費税拠出分に区分して再計算し、その合計額を支給すればよい。このような新たな「みなし措置」によって基礎年金給付が減る人はいない。無年金者や低額年金受給者がプラスアルファの年金給付を基礎年金として直ちに受給することができるようになる（注6）。民主党はこのような「みなし措置」に賛成するのだろうか。

＝図7 入る＝

⑥歳入庁の設置予定日はいつか

民主党案では社会保険庁を国税庁と統合し、歳入庁とすることになっている。その設置予定日はいつなのか。

歳入庁では税と保険料を一体的に徴収することになっている。社会保険庁では保険料の徴収だけでなく、保険の適用や記録の管理さらには年金給付の裁定・払い込み、資格喪失手続、年金相談・照会等も業務としてやっていた。このような保険料徴収以外の業務も歳

入庁が担当するのだろうか。

⑦年金数理部局の独立・中立機関化に対する賛否

民主党はかつて年金数理部局の独立・中立機関化を強く主張していた（たとえば故今井澄議員）。今回の年金マニフェストには、この点に対する言及がない。ただ、「年金情報の公開が不十分であり、ときに情報操作もどきのことが行われるのは、年金数理部局が厚生労働省の中にあり、政府・与党の支配下におかれているからである」というのが、上記主張の論拠であった。英米のように年金数理部局を厚生労働省から分離独立させ、会計検査院や公正取引委員会のような中立機関とすることを民主党は現段階でどのように考えているのだろうか。

与えられた紙幅はすでに尽きた。上記で指摘した以外の質問事項については別の機会に改めて取りあげることにはしたい。

注

1. 本稿は文部科学省科学研究費補助金・特別推進研究「世代間問題の経済分析」（課題番号 18002001, 研究代表者：高山憲之）における研究成果の一部である。
2. 現役男性の名目賃金変動率は2002年度がマイナス0.7%、2003年度がマイナス0.6%、2004年度がマイナス0.2%、2005年度がマイナス0.2%、2006年度がマイナス0.3%、2007年度がマイナス0.3%であった。
3. ただし2000～2002年度の3年間における特例措置（3年間で物価は1.7%低下したが、特例として年金の減額改定は行われなかった）の解消がまず行われることになっている。
4. 2004年改革では給付水準を15%ほど引き下げるようになっていたが、2009年段階では意図せざる形で給付水準が62.3%に上昇したため、将来に向けた給付水準の引き下げ幅は約20%に拡大している。
5. ただし100年以上先の将来においては積立金が枯渇してしまう。100年以上先まで考慮すると、年金財政の長期的安定は依然として確保されていない。
6. 受給要件を保険料拠出25年から10年に短縮し、それを過去に遡って実施する場合、図7において保険料拠出10年の人が受給する新基礎年金月額額は2万2000円プラス1万1000円で合計3万3000円となる。新体系において基礎年金のうち国庫負担で賄われる部分は事実上、税方式の年金であると考えてよいだろう。1989年4月に消費税が導入された時点から、国庫負担の基礎年金部分が税方式の年金に切りかえられたとみなすのである。

参考文献

高山憲之『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社、2004年。

図1 専業主婦世帯の所得代替率

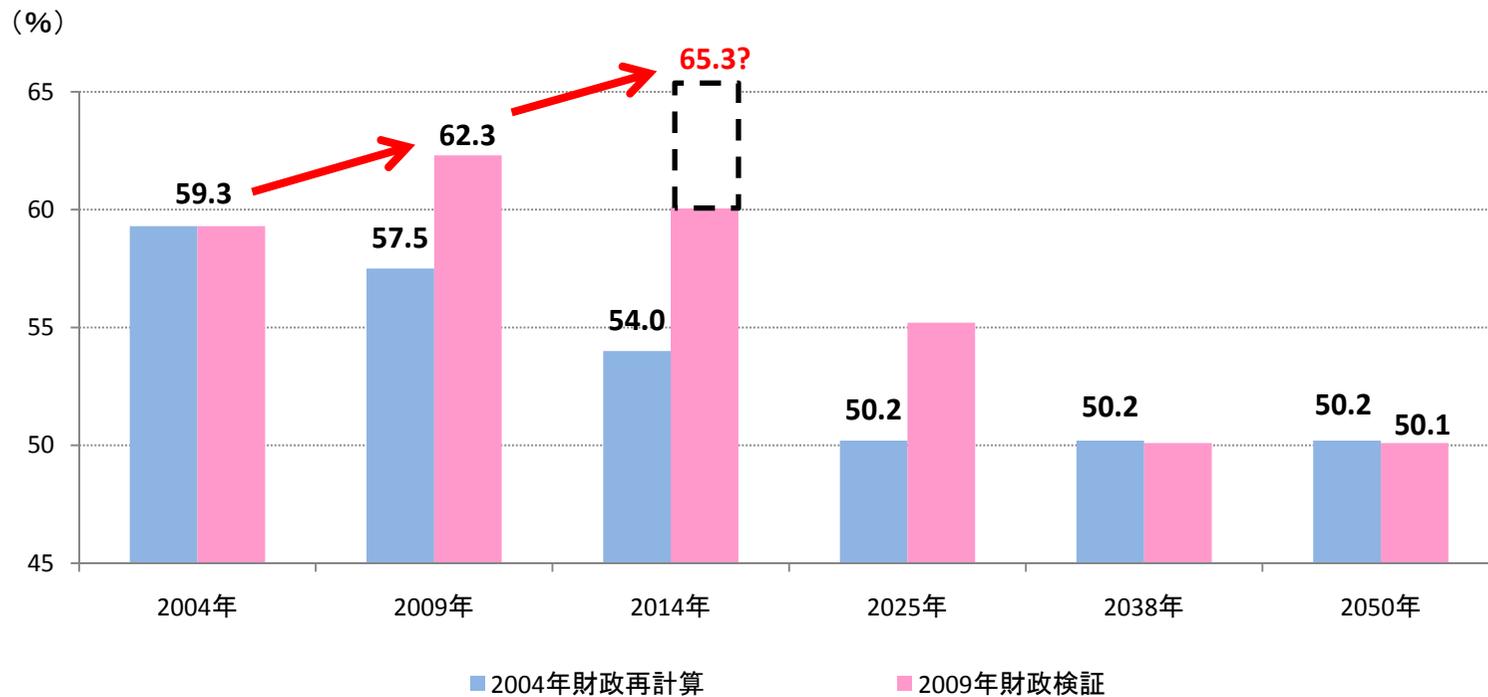


図2 世帯類型別の所得代替率

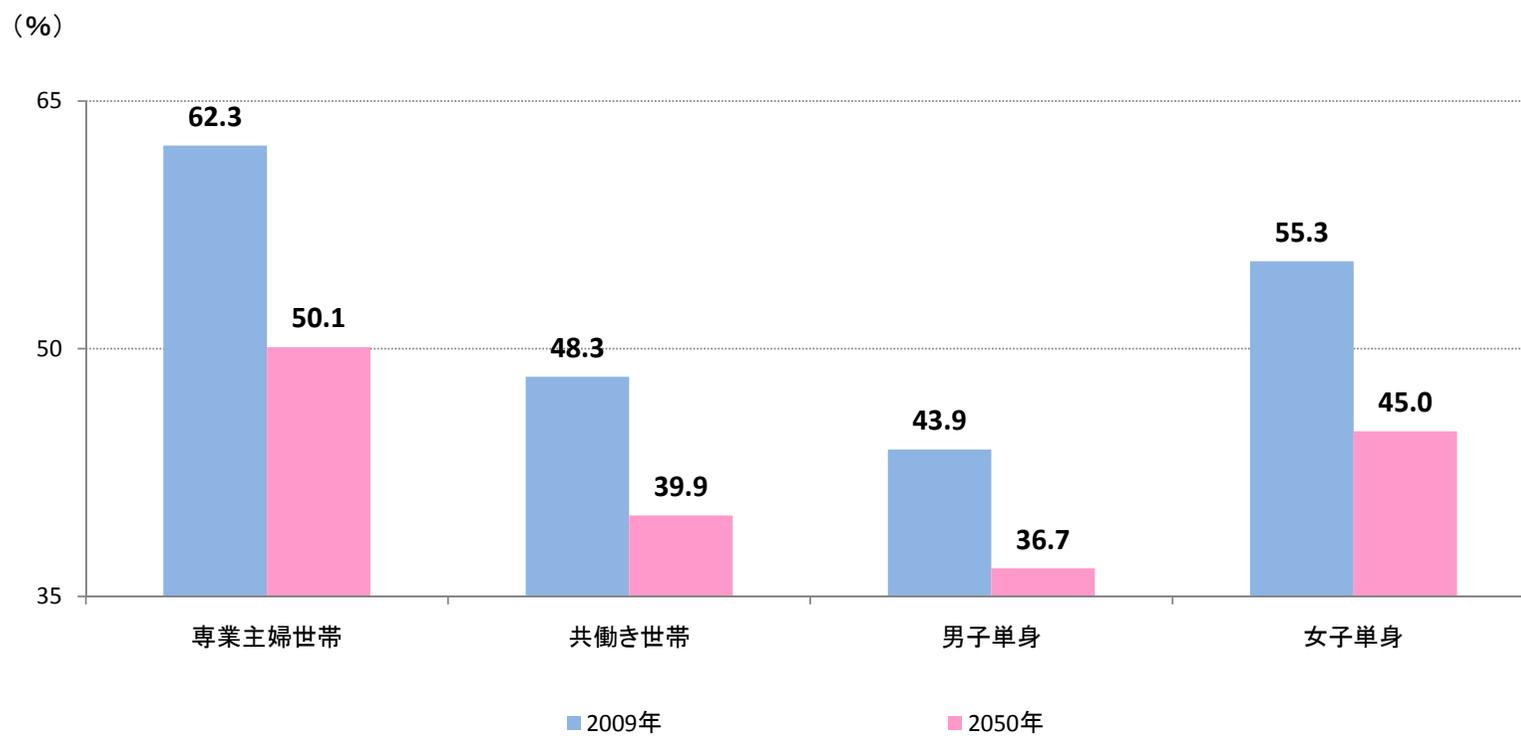
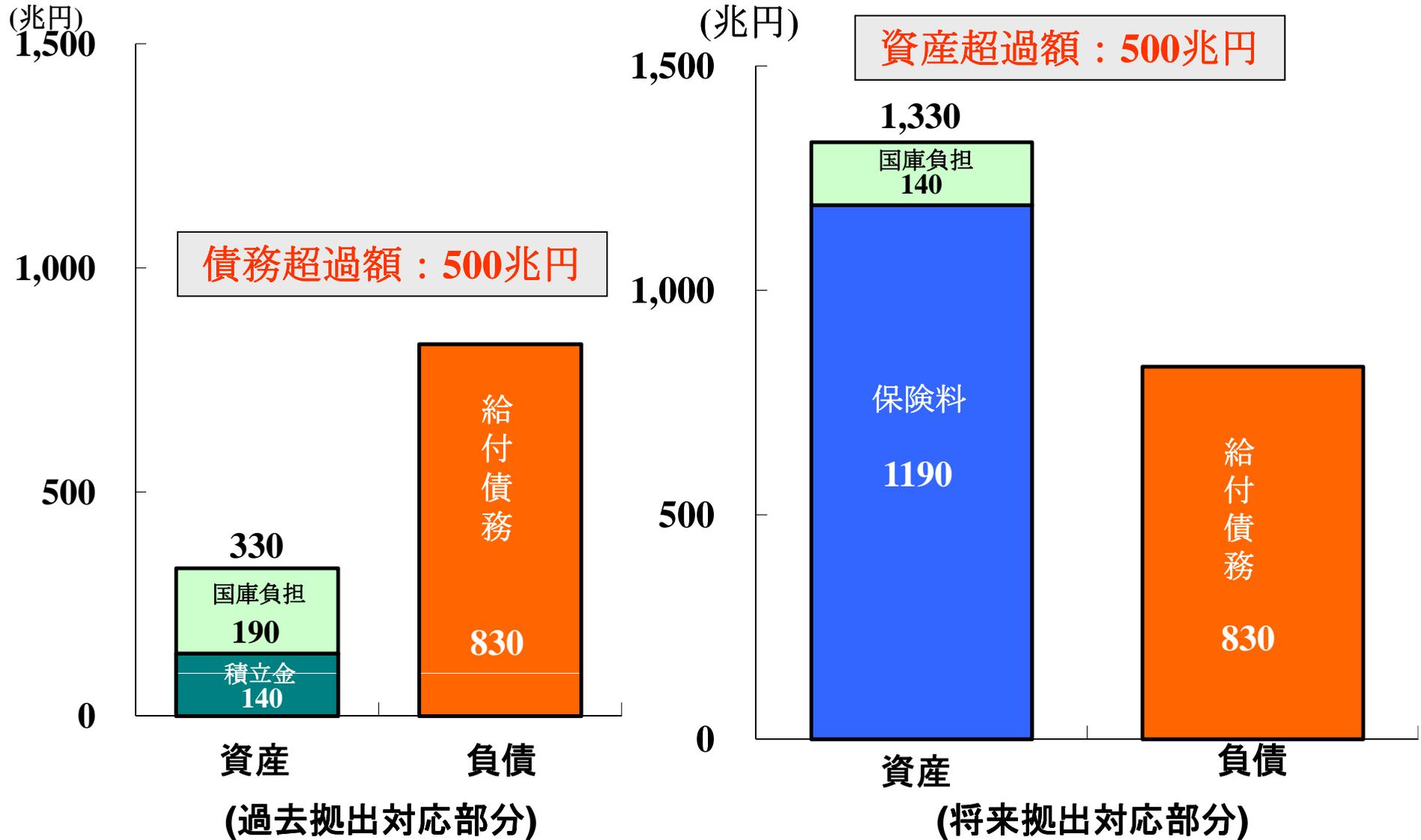


図3 厚生年金のバランスシート:

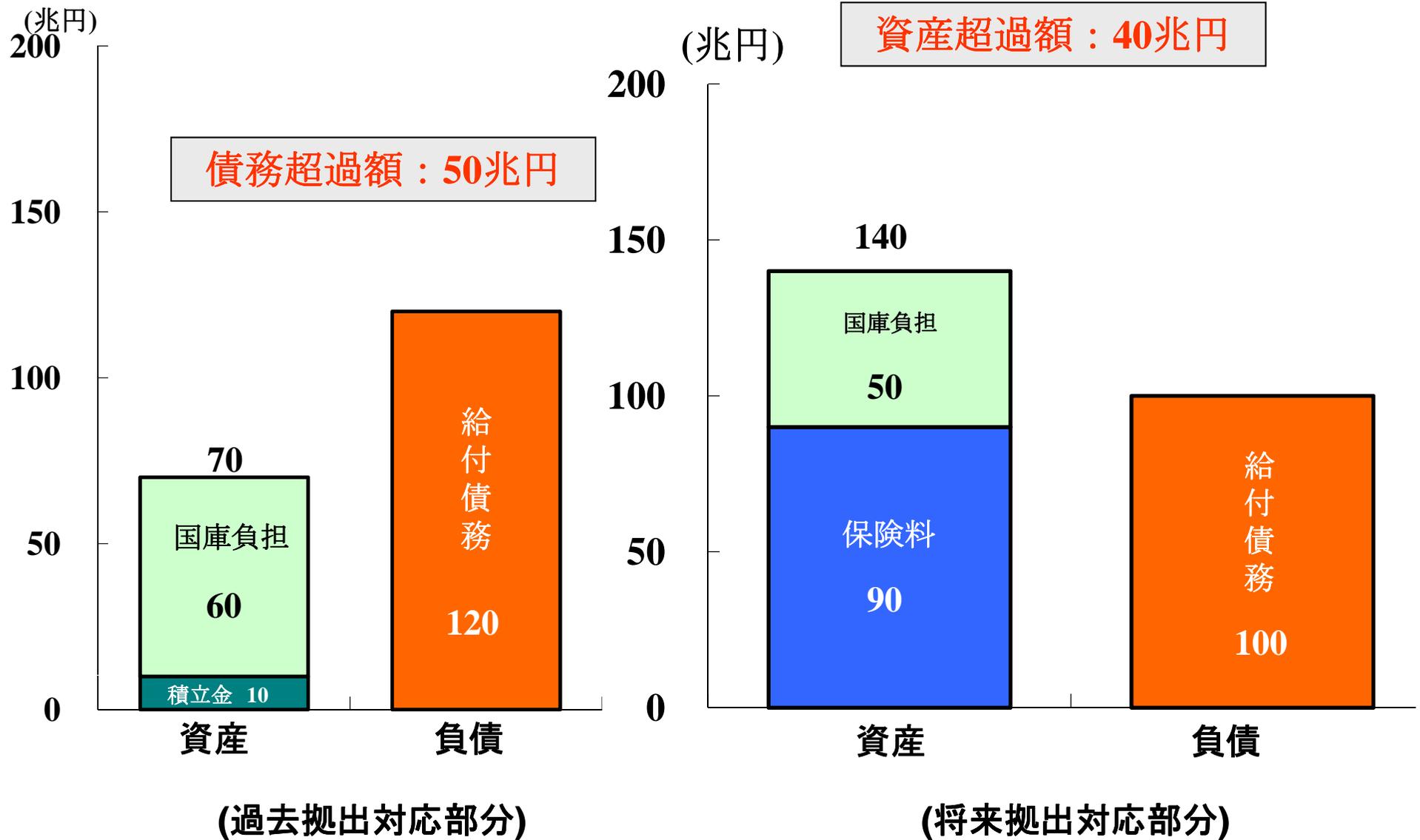
(2010年3月末時点)



(注) 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、割引率4.1%、保険料18.3%まで引き上げ
 (出所) 厚生労働省『平成21年財政検証：基本ケース』より高山が作成した

図4 国民年金のバランスシート

(2010年3月末時点)



(注) 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%、割引率4.1%、保険料16,900円まで引き上げ
 (出所) 厚生労働省『平成21年財政検証：基本ケース』より高山が作成した

図5 民主党の年金改革案

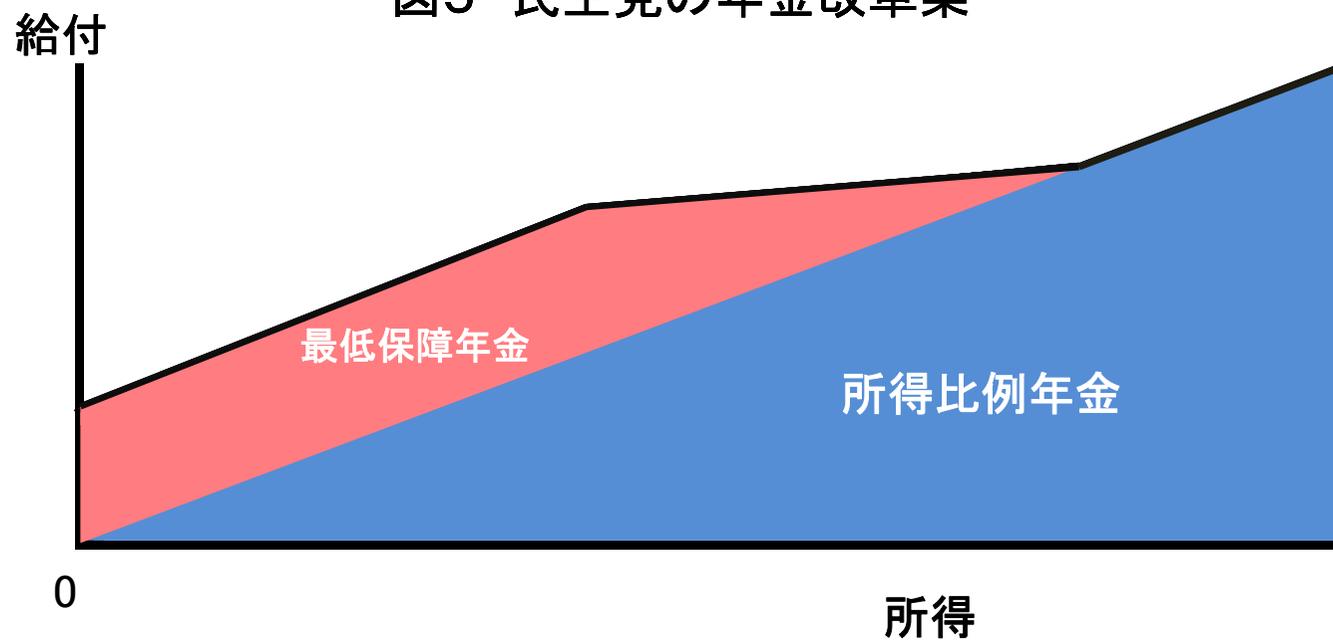


図6 移行期間における最低保障年金月額イメージ図

給付月額(2009年度価格、万円)

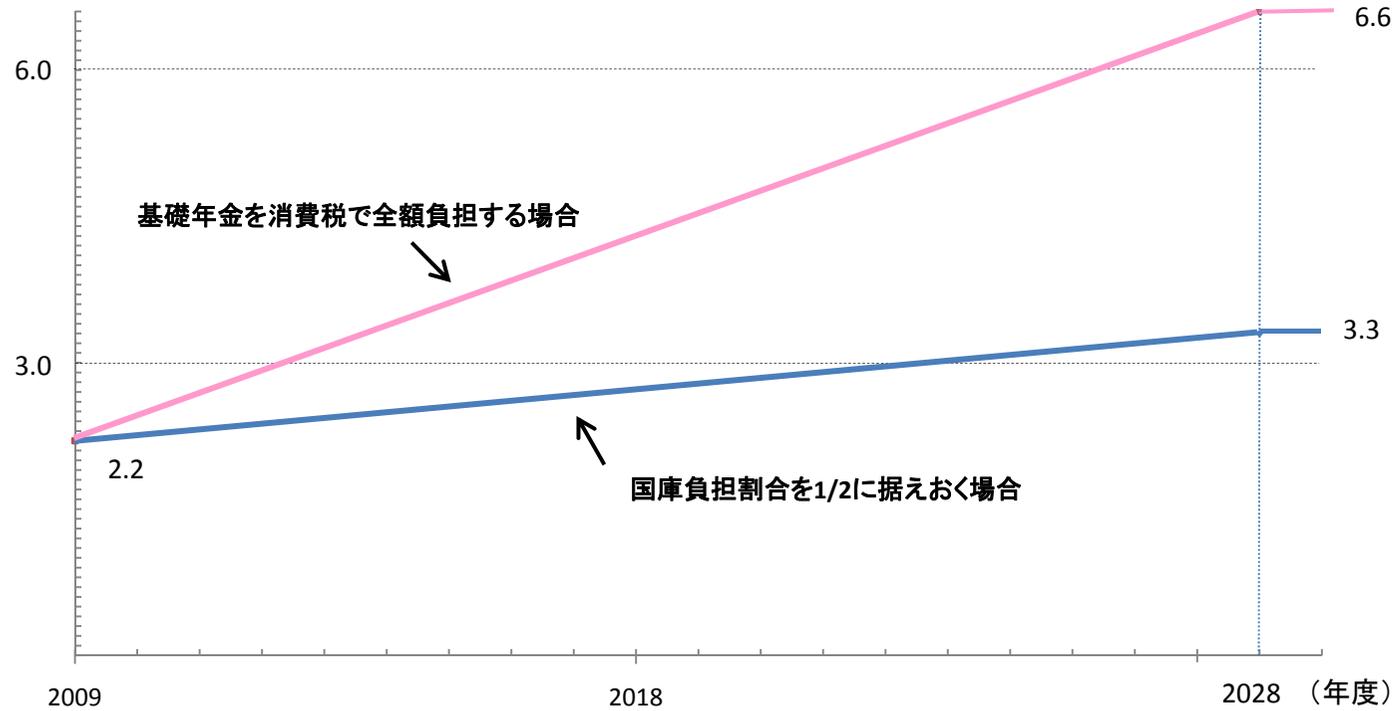


図7 新基礎年金給付月額(案):2009年度に65歳になった新規裁定者の場合

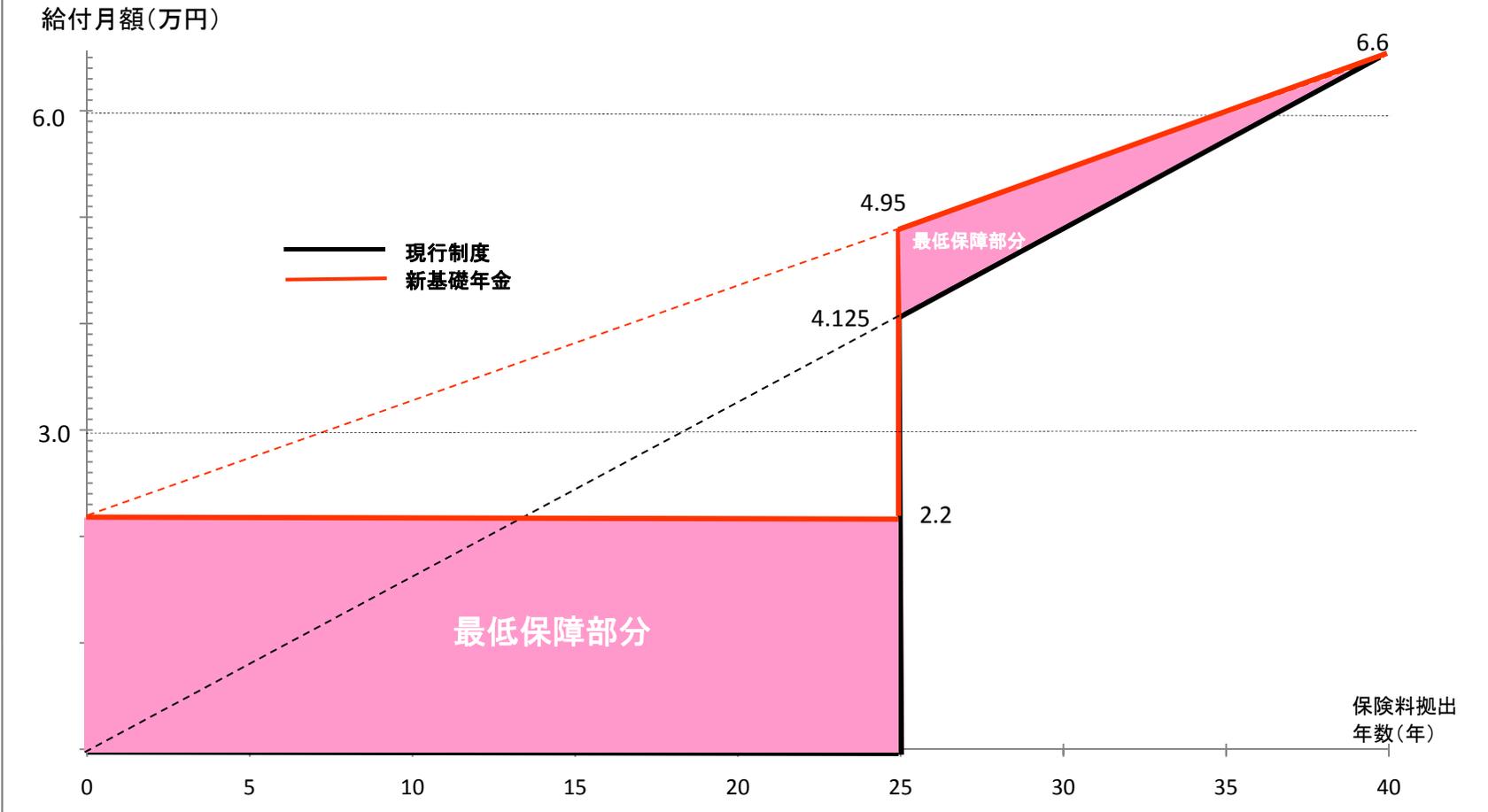


表1 厚生年金の財政見通し
(1) 2004年財政再計算結果(基準ケース)

年度 (西暦)	保険料率	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (04年度 価格)	積立 度合	標準報酬 総額
		保険料 収入	運用収入	基礎年金 拠出金							
	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		兆円
2009	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3	—
2010	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2	160.6
2011	16.412	38.7	26.5	4.9	38.4	13.3	0.3	156.3	143.1	4.1	—
2012	16.766	39.9	27.5	4.9	39.4	13.7	0.5	156.8	140.8	4.0	—
2013	17.120	41.2	28.6	5.0	40.1	14.3	1.1	157.9	139.1	3.9	—
2014	17.474	42.6	29.7	5.0	40.6	14.8	2.0	159.9	137.9	3.9	—
2015	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9	174.4
2020	18.300	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2	190.0
2025	18.300	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7	205.8
2030	18.300	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2	218.7
2040	18.300	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2	235.6
2050	18.300	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5	258.0
2060	18.300	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8	288.7
2070	18.300	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2	319.1
2080	18.300	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4	355.1
2090	18.300	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7	403.6
2100	18.300	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0	463.2

(注1)長期的な(2009年度～)経済前提は賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%、運用利回り3.2%、可処分所得上昇率2.1%(ただし、2017年度までは1.9%)である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「04年度価格」とは、賃金上昇率により、2004年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注5)スライド調整期間(終了年度)は2023年度である。

表2 厚生年金の財政見通し
(2) 2009年財政検証結果 (基本ケース)

年度 (西暦)	保険料率	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (09年度 価格)	積立 度合	標準報酬 総額
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					
	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		兆円
2009	15.704	34.9	23.8	7.2	35.8	13.1	-0.9	144.4	144.4	4.1	153.4
2010	16.058	35.0	24.7	7.4	36.7	13.5	-1.7	142.6	141.1	3.9	155.6
2011	16.412	36.7	26.2	7.5	37.8	13.9	-1.1	141.6	141.7	3.8	161.5
2012	16.766	38.5	27.6	7.8	39.2	14.4	-0.7	140.9	141.3	3.6	166.3
2013	17.120	40.4	28.9	8.1	40.4	15.0	-0.1	140.8	138.3	3.5	170.7
2014	17.474	42.5	30.3	8.4	41.3	15.7	1.2	142.0	135.4	3.4	175.1
2015	17.828	44.8	31.7	8.7	42.6	16.3	2.1	144.2	132.5	3.3	179.9
2020	18.300	53.3	36.9	9.4	45.7	18.1	7.6	172.5	140.6	3.6	201.4
2025	18.300	59.5	40.8	9.9	48.6	19.2	10.9	219.9	158.5	4.3	223.1
2030	18.300	66.1	44.5	10.4	52.3	20.5	13.8	284.2	181.0	5.2	243.0
2040	18.300	78.5	49.1	12.8	67.3	25.5	11.2	417.1	207.5	6.0	268.5
2050	18.300	90.4	54.1	16.0	82.9	31.9	7.5	507.7	197.3	6.0	295.7
2060	18.300	101.2	59.8	18.8	97.6	37.6	3.6	562.5	170.8	5.7	327.0
2070	18.300	109.6	65.2	21.7	112.8	43.4	-3.3	561.3	133.1	5.0	356.4
2080	18.300	116.7	72.4	23.9	124.2	47.8	-7.5	502.5	93.1	4.1	395.6
2090	18.300	123.9	81.2	26.1	135.6	52.3	-11.7	406.4	58.8	3.1	443.6
2100	18.300	129.9	90.7	28.9	149.8	57.8	-19.9	247.2	28.0	1.8	495.6

(注1)長期的な経済前提は、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.1%である。

(注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3)「09年度価格」とは、賃金上昇率により、2009年度の価格に換算したものである。

(注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注5)スライド調整期間(終了年度)は2038年度である。

表3 公的年金被保険者数の将来見通し
(1)2004年財政再計算結果 (基準ケース)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合	
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
21(2009)	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4	-0.5
22(2010)	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4	-0.8
23(2011)	66.7	19.9	36.1	31.5	4.6	10.7	9.3	1.4	-1.0
24(2012)	66.2	19.6	35.9	31.3	4.6	10.6	9.3	1.4	-1.0
25(2013)	65.7	19.4	35.7	31.2	4.6	10.6	9.2	1.3	-0.9
26(2014)	65.3	19.2	35.5	31.0	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
27(2015)	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3	-0.8
32(2020)	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3	-0.5
37(2025)	61.8	18.2	33.9	29.6	4.3	9.7	8.5	1.2	-0.5
42(2030)	59.3	17.6	32.6	28.4	4.2	9.1	7.9	1.2	-0.8
52(2040)	52.0	15.3	28.8	25.1	3.7	7.9	6.8	1.1	-1.3
62(2050)	46.2	13.6	25.5	22.3	3.3	7.1	6.1	0.9	-1.1
72(2060)	41.9	12.4	23.1	20.2	2.9	6.4	5.6	0.8	-1.0
82(2070)	37.7	11.1	20.9	18.2	2.7	5.7	5.0	0.8	-1.1
92(2080)	34.3	10.2	18.9	16.5	2.4	5.2	4.5	0.7	-0.9
102(2090)	31.7	9.5	17.5	15.2	2.2	4.8	4.2	0.6	-0.7
112(2100)	29.7	8.9	16.3	14.2	2.1	4.5	3.9	0.6	-0.7

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値である。

※ マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えたものを基礎とし、給付水準調整を行う。

表4 公的年金被保険者数の将来見通し
(2) 2009年財政検証結果 (基本ケース)

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合	
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%
21(2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3	
22(2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3
23(2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-0.7
24(2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0
25(2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1
26(2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0
27(2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9
32(2020)	63.5	16.7	37.8	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6
37(2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.6
42(2030)	58.6	15.4	35.5	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.9
52(2040)	49.7	12.6	30.6	27.6	2.9	6.5	5.8	0.7	-1.7
62(2050)	42.8	10.9	26.2	23.7	2.5	5.6	5.0	0.6	-1.5
72(2060)	37.1	9.5	22.8	20.6	2.2	4.8	4.3	0.5	-1.5
82(2070)	31.5	8.0	19.4	17.5	1.8	4.1	3.7	0.4	-1.6
92(2080)	27.4	7.0	16.8	15.2	1.6	3.6	3.2	0.4	-1.3
102(2090)	24.0	6.2	14.7	13.3	1.4	3.1	2.8	0.3	-1.3
112(2100)	21.0	5.4	12.9	11.7	1.2	2.8	2.5	0.3	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) 公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、この公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えたものを基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡中位)推計。